

## 4 千里丘地域の景観形成のデザイン指針

### 【開発時のデザイン指針】

- ・大規模な開発行為は、現在の景観をさらに向上させていく機会ともなります。特に造成や道路整備など地形を改変する行為は、地域の景観形成に大きな影響を与えるため、十分な配慮が求められます。
- ・景観形成の基本となる造成から建物・敷設整備まで一貫した景観形成をめざし、千里丘地域の景観に調和させた魅力的な景観を創出しましょう。

#### 造成



○地形・斜面緑地を保全しましょう。



・地形を改変する造成を最小限とし、なだらかな丘陵の地形を活かした計画にしましょう。

・地域の景観資産でもある既存の斜面緑地や樹木を保全するとともに、これらを活かした植栽計画を行い、新たなみどりの景観を形成しましょう。

#### 街区



○まちなみとしてデザインしましょう。



・周辺の土地利用を考慮して提供公園の配置を工夫するなど、ゆとりのある空間の創出に努めましょう。



・居住者だけでなく、周辺の住民の利用なども考えた動線計画・街区構成をこころがけましょう。



新芦屋上・斜面地形をいかして公園を整備しています。

#### 道路



○地形を尊重した計画をこころがけましょう。



・単調なまちなみにならないよう、地形の変化を道路線形に取り入れるなど、なだらかな道路景観を工夫をしましょう。



・単調で威圧的な擁壁や圧迫感のある空間を生じさせない道路形状にしましょう。



○まちの一部として計画しましょう。



・幹線道路はシンボル空間として、生活道路は暮らしの場にもなるように、役割に応じたデザインを施しましょう。



・幅の広い道は植栽帯、狭い道は敷設の緑化など、うるおいのある道路空間にしましょう。



・舗装の仕上げやサインを工夫しましょう。

#### 宅地



○ゆとりを感じさせる宅地にしましょう。



・無電柱化しましょう。

・戸建住宅地の整備に関して、関係する法・条例の基準を踏まえるとともに、開発規模が5,000m<sup>2</sup>を超える場合は最低敷地面積を100m<sup>2</sup>以上、2haを超える開発の場合は120m<sup>2</sup>以上、5haを超える場合は150m<sup>2</sup>以上を目安に、ゆとりある敷地をつくりましょう。

#### 建物



○テーマや共通性を持たせましょう。

・壁面線の統一や、建物デザインをそろえる、色調を整える、植栽や生垣を連続させるなど、まとまりある景観を形成しましょう。

#### 敷設



○うるおいがあり、魅力の感じられる敷設にしましょう。

・石積・緑化ブロックなどの自然を感じさせる素材を用いる、法面にするなどし、単調な擁壁を避けましょう。



・緑化スペースを確保しましょう。



・付帯設備や機器類の設置場所や見え方に配慮しましょう。



垂水町・緑化ブロックでうるおいを高めています。

#### 夜間



○安心して、安全に活動できる、まちの明かりを創出しましょう。

・人々が安心して歩ける適度な明るさを確保しましょう。



・目的とする場所や地点へ、自然に誘導するような明かりを演出しましょう。



・光害を引き起こす過剰な明かりを避け、環境に十分配慮した明るさにしましょう。



・昼間の照明器具の見え方にも配慮しましょう。